

宇野中学校・玉中学校・日比中学校 再編準備委員会 第5回PTA部会 会議録（要点筆記）

- 日 時 令和7年12月1日（月） 19:00 ～ 20:10
- 場 所 宇野中学校 体育館ミーティングルーム
- 出席者 ○委員  
中島正人部会長 森谷真哉果副部会長 堀宏美副部会長  
木津直美委員 大崎千絵委員 森順子委員 森裕司委員  
安東和伸委員 小玉壽代委員 須藤由美江委員 入口大志委員
- 事務局  
学校再編推進課主査 小崎隆
  
- 傍聴者 一般 0人 市議会議員 0人 報道関係者 0人

1 開会

2 協議（要綱第8条に基づき、中島部会長が議長となる。）

- 部会長： 事務局から協議（1）新PTA会則について説明をお願いします。
- 事務局： 前回の協議で修正が必要な部分を修正し、資料1にまとめている。修正点としては、簡潔でわかりやすい表現にすること。また、文面の内容が他の文と重複する場合、削除することでまとめさせてもらった。これらの内容について協議をお願いします。
- 部会長： 前回の協議項目「名称」「目的」「方針」について、資料1にまとめられている。これについて、何か意見はあるか。
- 委 員： 簡潔で分かりやすくなっている。  
（他に意見なし）
- 部会長： 特になければ、資料1の修正後の内容を原案として次に進める。  
次に、項目の「会員」について、協議を進める。これについて何か意見はあるか。
- 委 員： ここでの協議になるかどうかかわからないが、今、PTAの会員にならない方が増えていると聞いている。
- 委 員： 前回の全体会の時に、PTAが無くなるような、質問があったように思うが気になっている。
- 部会長： PTA自体は無くならないが、会員にならない方が少なからず出てきていることが、問題として取り上げられている。
- 事務局： 参考資料の「任意加入」の部分に、PTAの加入、退会について記述されている。この項目について、これから協議することになる。
- 委 員： 会費についても、いくらにするか、今の各中学校の財産をどうしていくかも考えなければならない。

委員： 今のPTAの財産については、すでにどうするかを話し合っている状況であるが、まだ、時間がかかると思う。

部会長： やはり、PTA会費の使い道についてはハッキリさせることが求められており、会費の算出根拠を示す必要があると考えている。

項目「会員」については、会費の問題や任意加入の問題など、検討する内容が複雑になるので、協議を後に回して、次の項目「役員」について、先に進めたいが、皆さんどうか。

(異議なし)

それでは、先に項目「役員」について協議をさせていただく。

これについて、何か意見はないか。

委員： 宇野中学校では会長、副会長など、特定の役職を特定せず、役員4名で対応可能な行事に参加していただいている。

事務局： P T A会則の案では、宇野中学校の会則を案として記述している。よって、会長や副会長などの役職名は特定していない会則の条文を残している。

部会長： それでは、この項目の上から順に、確認していく。

まず、「本会の役員は、若干名とする。」とあるがいかがか。

委員： 会長や、副会長など特定せず、役員を若干名としており、今考えている趣旨にあっているので、これで良いと思う。

部会長： この件について、ほかに意見はないか。

(意見なし)

それでは、この文面で決定する。(別紙参照)

次に、役員の選出についてだが、これについて何か意見はないか。

委員： 宇野中学校では、現在、役員の選出は選挙などはせず、保護者の方に手を上げていただいて、相談の上、役員をしていただいている。

事務局： 現状に合った内容とするため、会則(案)の"推薦"の部分の後ろに"(自薦を含む)"を追記している。

部会長： これについて、他に意見はないか。

(意見なし)

特にないようなので、この文面で決定する。(別紙参照)

次に、役員の任務についてだが、これについて何か意見はないか。

委員： この文面からだと、担当を決めて特定の人が役目を担うことになるので、案として、"何々を置く"や"担当"という表現を外してはどうか。例えば、「連合P T Aの担当」を「連合P T Aの業務を行う」にしてはどうか。

部会長： この意見について、皆さんどうか。

(意見なし)

特にないので、この表現に修正し、人を特定しない表現にすることとする。

(別紙参照)

次に、役員の任期について、何か意見はないか。

委員： この文面には、任期1年と書いてあるが、やはり1年だけでは、組織をまとめる上で難しいところがあり、また、次回の役員を決めるのも非常に困難な状況で苦勞している。できれば、継続する内容は記述してもらいたい。

部会長： 継続して長くなっている方もおられるので、その辺りも考慮する必要があると思う。

委員： 玉中学校では、任期2年で役員を交代していて、今の役員の方に次の方の推薦をしていただいている。できれば、新PTAの最初の役員には、やはり、各地区の保護者から選出して組織を作ってもらいたいと思っている。

委員： 日比中学校では、宇野中学校に統合することで、やはり不安的要素もあるので、役員として参加したい方も実際に存在する。

部会長： 今までの話から、数年することも考えなければならぬし、自薦でされる方を役員に抜擢することも必要だと思われる。

この「役員の任期は、1年を原則とするが、再任は妨げない。」という表現については、このままで良いと思うがどうか。

(異議なし)

それでは、この表現で決定する。(別紙参照)

次の条文は以降は、総会・役員会等の内容になっているので、この後に協議する、項目「集会」の内容と重なるため、そちらで協議を行う。

本日の協議はこれまでとし、PTA会則については、引き続き協議を行うこととする。

事務局： 体操服のプロポーザルの実施について報告をする。

プロポーザルは来年の2月3日(火)18時30分から実施する。場所は、この宇野中学校で行う。また、選定委員の選出について、明日(12月2日)に各小中学校のPTA会長にメールで依頼し、各校長へもお知らせをさせていただく。各企業へは、12月4日に郵送で資料を送付することとしている。

### 3 閉会

## 別 紙

### 第〇章 役 員

第〇条 本会の役員は、若干名とする。

第〇条 役員を選出は、役員会において会員中より候補者を推薦（自薦を含む）し、総会の承認を得て選出する。

第〇条 役員のうち、以下の任務を行う者を置~~く~~。

- 1 学校との連絡を中心となつて行う者
- 2 連合PTAの~~担当~~ ⇒ 連合PTAの事務を行う
- 3 会計~~担当~~ ⇒ 会計の事務を行う
- 4 会計監査~~担当~~ ⇒ 会計監査の事務を行う

第〇条 役員任期は、一年を原則とするが、再任は妨げない。

-----下記の条文については、項目「集会」のところでは協議を行う。-----

第〇条 本会は、総会・役員会をもつ。

第〇条 総会は、毎年1回開く。臨時総会は、役員会が必要と認めた場合、又は全会員の5分の1以上の要求があつた場合に開く。

第〇条 総会の決議は、出席者の過半数の同意（委任状含む）を必要とする。

第〇条 総会は、次のことを決める。

- 1 規約の決定及び改正に関すること。
- 2 役員決定に関すること。
- 3 本会の事業に関すること。
- 4 予算の決議、決算の承認に関すること。
- 5 その他重要な事項

第〇条 役員会は、役員が必要と認めたとき招集する。

第〇条 役員会は、次のことを決める。

- 1 役員選出
- 2 総会から委任された事項
- 3 総会に提出する議案
- 4 その他重要な事項

※第4回会議（資料2）新PTA会則（案）

※章、条の番号は、最終的に付番する。